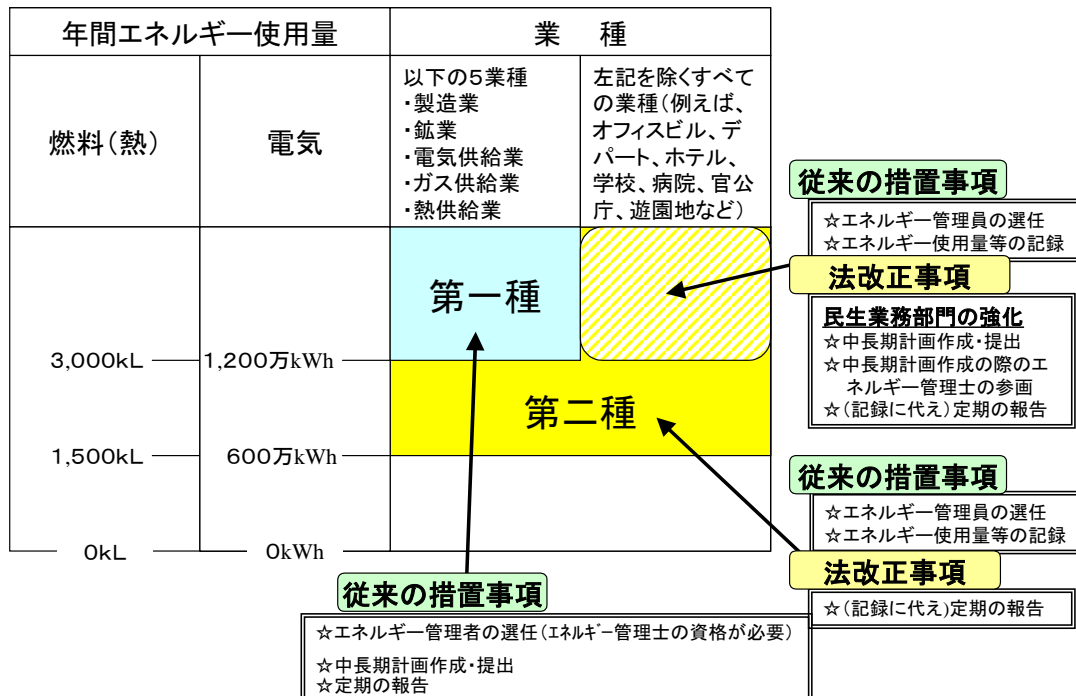


### 3. エネルギー需要マネジメントの強化

対 策	施 策
○業務用需要におけるエネルギーマネジメントの推進	3-1：省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入。 3-2：業務用エネルギーマネジメントシステム（BEMS）の普及促進のための補助制度を創設。 3-3：ESCOの一層の活用に向けて、補助制度・低利融資制度等の支援策を講じていく。

施策 3-1：省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入。

- ・ 第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件を撤廃し、及び第二種エネルギー管理指定工場の定期報告等を柱とする改正省エネ法を制定した（2002年6月7日公布、2003年4月1日施行）。
- ・ 今後は大規模オフィスビル等の総点検を実施。



図表 21 省エネ法改正の枠組

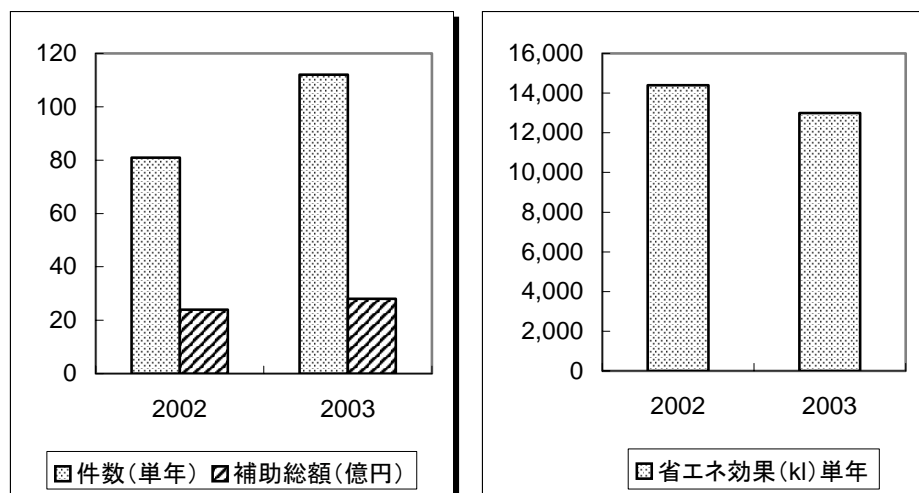
(出典) 資源エネルギー庁 資料

施策 3-2：業務用エネルギーマネジメントシステム（BEMS）の普及促進のための補助制度を創設。

- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）により、BEMS の導入に係る経費の一部を助成する補助制度を創設した。
- ・ 今後は導入事例の公表方法を検討する。

図表 22 BEMS 導入補助事業（NEDO）

事業名	概要	補助率
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS 導入支援事業）	BEMS を建築物に導入し、導入後 3 年間継続して省エネルギーの報告ができる建築主、ESCO 事業者に対し、その費用の一部を補助する。	1 / 3



図表 23 BEMS 導入支援事業（NEDO）

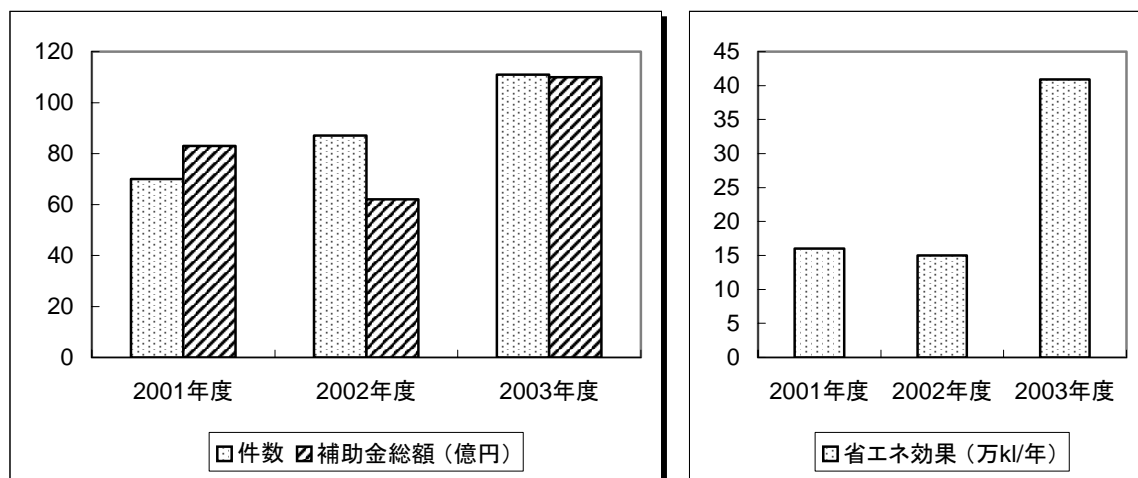
（出典）NEDO 資料

施策 3-3：ESCO の一層の活用に向けて、補助制度・低利融資制度等の支援策を講じていく。

- ・ 省エネ設備を導入する事業者に対する支援において、ESCO 事業を重点的に支援。新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を事業実施主体とする事業として以下に示す補助を行っている。

図表 24 ESCO 事業補助制度（NEDO）

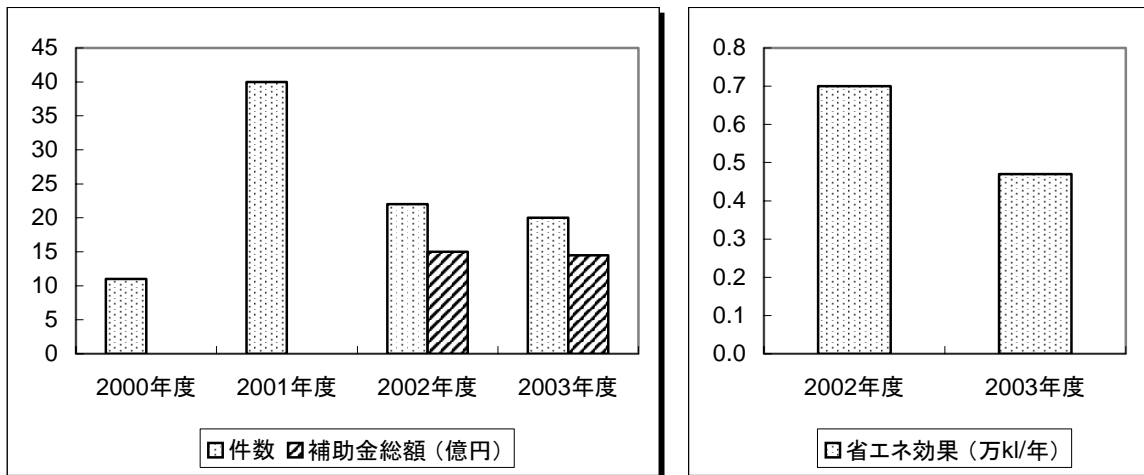
事業名	概要	補助率
エネルギー使用合理化事業者支援事業	補助対象：省エネ効果が高く、費用対効果が妥当と認められるものに係る設備導入費、システム費用等 重点支援対象：自主行動計画や省エネ法の中長期計画に沿った取組、業務用ビルを対象とした ESCO 事業など、政策的意義の高い事業	1 / 3
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業	補助対象：事業者が住宅・建築物に関する高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成）を導入する際の費用の一部	1 / 3



図表 25 エネルギー使用合理化事業者支援事業（NEDO）

（注）ESCO 以外の事業も含む。

（出典）NEDO 資料



図表 26 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業

(内、建築物に係るもの) (NEDO)

(注) ESCO 以外の事業も含む。

(出典) NEDO 資料

- ・ 日本政策投資銀行による建築物省エネルギー推進事業の対象として ESCO 事業が含まれている (施策 2-3 参照)。ただし、2000～2003 年の投融资実績がなく、有効に機能していない。日本政策投資銀行では、案件の実状に応じた制度の見直し・拡充を行っている。
- ・ 今後は公的施設における ESCO 事業の導入促進や資金調達の容易化について検討。